

令和6年度 ごみ収集カレンダー

松阪市三雲管内

A地区 (町名)

- ◆米ノ庄地区
久米町・市場庄町・中ノ庄町・上ノ庄町
- ◆天白地区
曾原町・中林町・中道町・小津町
喜多村新田町

- ・ごみは地域で決められた集積所に、分別して収集日の当日午前8時までに出してください。
- ・資源物は拠点収集となりますので、場所、時間は自治会等で確認してください。
※実施していない自治会もありますので確認してください。
- ・暴風、大雨、大雪警報等により収集に行けない場合は、自治会に連絡します。収集は次回となる場合もありますのでご協力をお願いします。
- ・ごみの分け方・出し方については「ごみ分別ガイドブック」で確認をして出してください。

ごみの収集に関すること(三雲管内)▶三雲地域振興局地域住民課 TEL56-7909

お近くのごみ集積所へ出すもの

可燃 燃えるごみ 不燃 燃えないごみ プラスチック容器・袋

※自治会で決めた拠点で出すもの

新聞紙・雑誌・雑紙・ダンボール・牛乳パック・古着類・白色トレー
 飲食用アルミ缶・ペットボトル・空ビン・蛍光管・危険ごみ(乾電池
 スプレー缶・カセットボンベ・ガスライター)充電式小型家電

令和6年 ※松阪市クリーンセンターでは、第3日曜日に、ごみの受付業務を行います。カレンダーにある★印が対象日です(ただし、ごみの収集業務は行いません)。

4月	日	月	火	水	木	金	土	5月	日	月	火	水	木	金	土	6月	日	月	火	水	木	金	土
		1 可燃	2 プラ容	3	4 可燃	5	6					1	2 可燃	3	4								1
	7	8 可燃	9 プラ容	10 ※資源	11 可燃	12 不燃	13		5	6 可燃	7 プラ容	8 ※資源	9 可燃	10 不燃	11		2	3 可燃	4 プラ容	5	6 可燃	7	8
	14	15 可燃	16 プラ容	17	18 可燃	19	20		12	13 可燃	14 プラ容	15	16 可燃	17	18		9	10 可燃	11 プラ容	12 ※資源	13 可燃	14 不燃	15
	21	22 ★可燃	23 プラ容	24	25 可燃	26 不燃	27		19	20 ★可燃	21 プラ容	22	23 可燃	24 不燃	25		16	17 ★可燃	18 プラ容	19	20 可燃	21	22
	28	29 可燃	30 プラ容						26	27 可燃	28 プラ容	29	30 可燃	31			23	24 可燃	25 プラ容	26	27 可燃	28 不燃	29
																	30						

7月	日	月	火	水	木	金	土	8月	日	月	火	水	木	金	土	9月	日	月	火	水	木	金	土
		1 可燃	2 プラ容	3	4 可燃	5	6						1 可燃	2	3								1
	7	8 可燃	9 プラ容	10 ※資源	11 可燃	12 不燃	13		4	5 可燃	6 プラ容	7	8 可燃	9 不燃	10		1	2 可燃	3 プラ容	4	5 可燃	6	7
	14	15 可燃	16 プラ容	17	18 可燃	19	20		11	12 可燃	13 プラ容	14 ※資源	15 可燃	16	17		8	9 可燃	10 プラ容	11 ※資源	12 可燃	13 不燃	14
	21	22 ★可燃	23 プラ容	24	25 可燃	26 不燃	27		18	19 ★可燃	20 プラ容	21	22 可燃	23 不燃	24		15	16 ★可燃	17 プラ容	18	19 可燃	20	21
	28	29 可燃	30 プラ容	31					25	26 可燃	27 プラ容	28	29 可燃	30	31		22	23 可燃	24 プラ容	25	26 可燃	27 不燃	28
																	29	30 可燃					

10月	日	月	火	水	木	金	土	11月	日	月	火	水	木	金	土	12月	日	月	火	水	木	金	土
			1 プラ容	2	3 可燃	4	5							1	2								1
	6	7 可燃	8 プラ容	9 ※資源	10 可燃	11 不燃	12		3	4 可燃	5 プラ容	6	7 可燃	8 不燃	9		1	2 可燃	3 プラ容	4	5 可燃	6	7
	13	14 可燃	15 プラ容	16	17 可燃	18	19		10	11 可燃	12 プラ容	13 ※資源	14 可燃	15	16		8	9 可燃	10 プラ容	11 ※資源	12 可燃	13 不燃	14
	20	21 ★可燃	22 プラ容	23	24 可燃	25 不燃	26		17	18 ★可燃	19 プラ容	20	21 可燃	22 不燃	23		15	16 ★可燃	17 プラ容	18	19 可燃	20	21
	27	28 可燃	29 プラ容	30	31 可燃				24	25 可燃	26 プラ容	27	28 可燃	29	30		22	23 可燃	24 プラ容	25	26 可燃	27 不燃	28
																	29	30 可燃	31				

令和7年	1月	日	月	火	水	木	金	土	2月	日	月	火	水	木	金	土	3月	日	月	火	水	木	金	土
					1	2	3	4							1									1
	5	6 可燃	7 プラ容	8 ※資源	9 可燃	10 不燃	11		2	3 可燃	4 プラ容	5	6 可燃	7	8		2	3 可燃	4 プラ容	5	6 可燃	7	8	
	12	13 可燃	14 プラ容	15	16 可燃	17	18		9	10 可燃	11	12 ※資源	13 可燃	14 不燃	15		9	10 可燃	11 プラ容	12 ※資源	13 可燃	14 不燃	15	
	19	20 ★可燃	21 プラ容	22	23 可燃	24 不燃	25		16	17 ★可燃	18 プラ容	19	20 可燃	21	22		16	17 ★可燃	18 プラ容	19	20 可燃	21	22	
	26	27 可燃	28 プラ容	29	30 可燃	31			23	24 可燃	25 プラ容	26	27 可燃	28 不燃			23	24 可燃	25 プラ容	26	27 可燃	28 不燃	29	
																	30	31 可燃						

○事業にともなう一般廃棄物は、松阪市が許可している業者に依頼するか、または自己搬入してください。○産業廃棄物は、松阪市では受入・処理できません。令和6年3月発行